

○橋梁毎の健全度の区分

区分		定義
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

○年度別点検結果

令和5年3月末

健全度	H26	H27	H28	H29	H30	合計
I	-	21	105	82	141	349
II	7	156	138	135	69	505
III	1	50	30	26	6	113
IV	-	-	-	-	-	0
小計	8	227	273	243	216	967

健全度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	合計
I	27	55	74	52		208
II	131	125	119	125		500
III	17	14	10	20		61
IV	-	-	-	-		0
小計	175	194	203	197		769